



平成24年度

情報公開制度及び個人情報保護制度
の実施状況

越谷市情報公開センター

第1 はじめに

- 1 情報公開制度について 1
- 2 個人情報保護制度について 2

第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況 3
- 2 非公開決定等の理由 5
- 3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況 6

第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況 4 9
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況 5 2
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況 5 4
- 4 不開示決定等の理由 5 6
- 5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況 5 6
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況 5 6

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会 6 3
- 2 不服申立ての状況 6 3
- 3 審査会の開催状況 6 3

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会 6 4
- 2 審議会の開催状況 6 4
- 3 意見照会書及び審議会答申 6 6

資料

- 越谷市情報公開条例 7 2
- 越谷市個人情報保護条例 8 1
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程 9 3

第1 はじめに

1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・ 議会
- ・ 越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

請求から決定まで

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしていないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成24年度の公開請求の件数は50件（平成23年度は40件）で、公開請求の対象となった公文書数は161文書（平成23年度は161文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は100%（平成23年度は100%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ()内は平成23年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市長	46	8	65	5	4	82
	(38)	(4)	(42)	(2)	(7)	(55)
教育委員会	3	2	8	0	0	10
	(2)	(0)	(5)	(0)	(1)	(6)
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公平委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監査委員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農業委員会	1	0	1	1	0	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施設管理公社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	50	10	74	6	4	94
	(40)	(4)	(47)	(2)	(8)	(61)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成23年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	16 (13)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	4 (2)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	3 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	1 (2)
その他	26 (23)

表3 課別の処理状況

課名	処 理 状 況					
	公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計	
市	企画課	0	1	0	0	1
	行政管理課	0	1	0	0	1
	人権・男女共同参画推進課	1	1	0	0	2
	文書法規課	0	2	0	1	3
	契約課	2	1	0	0	3
	総務管理課	1	2	0	1	4
	資産税課	1	1	0	0	2
	市民活動支援課	0	3	0	2	5
	くらし安心課	0	1	0	0	1
	障害福祉課	0	1	0	0	1
	高齢介護課	1	1	0	0	2
	子育て支援課	0	1	0	0	1
	保育課	0	2	0	0	2
	青少年課	0	2	0	0	2
長	地域医療課	0	2	0	0	2
	市民健康課	0	3	0	0	3
	環境政策課	0	3	0	0	3
	環境資源課	0	1	0	0	1
	産業支援課	0	0	1	0	1
	治水課	0	2	0	0	2
	都市計画課	1	2	0	0	3
	市街地整備課	0	2	0	0	2
	公園緑地課	0	2	0	0	2
	開発指導課	0	25	4	0	29
建築住宅課	0	1	0	0	1	

	市立病院庶務課	0	2	0	0	2
	出納課	1	0	0	0	1
小	計	8	65	5	4	82
教 育 委 員 会	スポーツ振興課	1	2	0	0	3
	図書館	0	1	0	0	1
	学務課	1	1	0	0	2
	指導課	0	2	0	0	2
	給食課	0	2	0	0	2
小	計	2	8	0	0	10
	農業委員会	0	1	1	0	2
合	計	10	74	6	4	94

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

() 内は平成23年度

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	48 (23)
法人等に関する情報（第7条第2号）	7 (3)
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0 (0)
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	59 (45)
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	0 (0)
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	3 (1)
法令秘情報（第7条第7号）	3 (0)
存否不回答（第10条）	0 (0)
文書不存在	6 (2)
その他（条例の適用対象外）	0 (0)

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況

公開請求の内容別件数は表5、個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続きによることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げてください、速やかな情報の提供に努めています。

表5 公開請求の内容別件数

平成24年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	25
業務委託、工事等の契約に関する文書	7
賠償責任保険等に関する文書	3
審議会等の市民委員の公募に関する文書	2
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	2
特定施設設置届出書等に関する文書	2
人権・男女共同参画推進課団体対応基準	1
路線認定・廃止の議案に関する文書	1
公葬の実施に関する文書	1
指定管理者作成の事業計画に関する文書	1
固定資産税標準宅地の鑑定評価に関する文書	1
町名・町界検討委員会に関する文書	1
建築基準法に基づく建築確認申請に関する文書	1
研修復命書	1
農地転用許可申請書等、農地転用等に関する文書	1

(参考) 平成23年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	21
業務委託、工事等の契約に関する文書	4
賠償責任保険等に関する文書	3
市税の収納に関する文書	3
指定管理となっている施設の事業計画等に関する文書	2
行政財産の使用に関する文書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
下水道法等に基づく特定事業場一覧	1
資源物の回収に関する文書	1
土地区画整理事業等に関する文書	1
建設工事に係る資産の再資源化等に関する文書	1
労働基準法等に基づく是正勧告に関する情報	1

(参考) 平成22年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	9
国民健康保険税の収納に関する文書	9
業務委託、工事等の契約に関する文書	4
火災原因調査に関する文書	2
賠償責任保険等に関する文書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
家屋価格等縦覧帳簿	1
土地区画整理事業の事業経緯等に関する文書	1
建築基準法に基づく報告に関する文書	1
下水道法等に基づく特定事業場一覧	1
公園整備に関する説明会の議事録	1
墓地台帳	1
残土処理に関する文書	1
救急搬送に関する文書	1
弁護士委託料に係る歳出に関する文書	1
農地転用許可申請書等、農地の転用等に関する文書	1

(参考) 平成21年度

請 求 の 内 容	件 数
土地区画整理事業の事業経緯等に関する文書	11
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
医事業務委託契約に関する文書	4
下水道法等に基づく特定事業場一覧	2
指定管理者作成の事業計画及び収支計画に関する文書	2
生体認証システムの導入、運用に関する文書	2
オウム真理教(現Aleph)に係る調査結果に関する文書	1
市長事務引継書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
首長交際費に関する文書	1
小中学校敷地内禁煙の取り組みに関する文書	1
小中学校の物損事故報告書	1
自立支援事業助成事業者の決定等に関する文書	1
中学生の調査書における各教科の学習評価割合に関する文書	1
地理情報システムから出力した図面	1
都市計画道路街路築造工事契約に関する文書	1
平和事業の特別旅費に係る当初予算見積書	1
保育実施基準表	1
民生委員・児童委員名簿	1
A4コピー用紙の購入契約に関する文書	1

表6 個別の処理状況(4月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
1	24. 4. 17	越谷市において指名停止措置を実施した業者のうち、平成22年度又は平成23年度に措置期間が終了する業者の一覧(物品関係)	その他	2	1. 指名停止措置状況(物品の購入等)(公開期間:2011/12/22 17時~2012/03/27 09時) 2. 指名停止措置状況(物品の購入等)(公開期間:2011/01/04 00時~2011/03/31 23時)	公開			400円	0円	市長(契約課)	24. 4. 27	
2	24. 4. 25	人権・男女共同参画推進課団体対応基準	その他	1	同和問題に取り組み民間運動団体に対する埼玉県市町統一対応基準(平成24年4月1日効力発生)	公開			200円	40円	市長(人権・男女共同参画推進課)	24. 4. 26	
3	24. 4. 27	越谷レイクタウン町名町界検討委員会に係る次の書類 ・設置要綱 ・構成メンバー ・議事録 ・検討委員会から市長へ提出された要望書(関係図面を含む)	市内の個人	2	1. 越谷レイクタウン地区 町名町界検討委員会規則 2. 「越谷レイクタウン地区町名町界検討委員会」メンバー	公開			0円	30円			
				4	1. 越谷レイクタウン地区・町名町界検討委員会(第1回)について(報告)(平成23年8月26日決裁)のうち、議事事項、添付資料(資料5-④・参考資料) 2. 越谷レイクタウン地区・町名町界検討委員会(第2回)について(報告)(平成23年11月2日決裁)のうち、議事事項、添付資料(資料2・資料3-①・資料3-②・資料3-③) 3. 越谷レイクタウン地区・町名町界検討委員会(第3回)について(報告)(平成24年1月12日決裁)のうち、議事事項、添付資料(資料1-①・資料1-②・資料2・資料3) 4. 要望書(平成24年3月28日越谷レイクタウン地区町名町界検討委員会提出)	部分公開	委員の署名(住所を含む)・印影	0円	270円	市長(都市計画課)	24. 5. 10		

個別の処理状況(5月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
4	24.5.11	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年3月28日～平成24年5月9日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※1 3		部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	600円	620円	市長 (開発指導課)	24.5.22	
※1													
1.平成24年3月28日～平成24年3月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月28日第1404号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月29日第1407号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月29日第1412号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月30日第1413号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月30日第1415号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月30日第1416号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年3月30日第1417号)のうち、届出書													
2.平成24年4月1日～平成24年4月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月2日第3号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月3日第5号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月3日第6号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月3日第7号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月3日第8号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月4日第11号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月4日第13号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月5日第14号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月5日第15号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月5日第17号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月6日第18号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月6日第20号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月6日第21号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月6日第22号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月9日第26号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月9日第28号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月11日第35号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月12日第39号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月12日第41号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月12日第42号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月16日第52号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月16日第53号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月16日第54号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月16日第56号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月17日第63号)のうち、届出書													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月17日第67号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月17日第68号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月19日第75号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月20日第81号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月23日第86号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月23日第87号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月23日第88号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月23日第90号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月24日第91号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月24日第92号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月25日第97号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月25日第98号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月25日第101号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月26日第103号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月26日第104号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月26日第105号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年4月27日第110号)のうち、届出書 													
	3.平成24年5月1日～平成24年5月9日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月1日第112号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月1日第120号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月2日第125号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月2日第127号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月7日第129号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月7日第131号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月8日第140号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月8日第142号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月9日第143号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月9日第148号)のうち、届出書 													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
5	24.5.14	<ul style="list-style-type: none"> ・建築事前協議申請書(1-108、受付日：平成6年3月9日) ・道路用地無償譲渡申込書(1-21号、平成6年7月29日) ・既存宅地確認申請書(第105号、平成6年9月19日) 	利害関係者	3	1. 建築事前協議申請書(受付番号平成6年3月9日I-108) 2. 道路用地無償譲渡申込書(受付番号平成6年7月29日第I21号) 3. 既存宅地確認申請書(受付番号平成6年9月19日第105号)	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・建築事前協議書のうち、建築主の電話番号 ・道路用地無償譲渡申込書のうち、申請者の電話番号 ・既存宅地確認申請書のうち、確認申請者の電話番号 ・建築事前協議書のうち、建築主・一級建築士の印影 ・道路用地無償譲渡申込書のうち、申請者・土地家屋調査士の印影 ・既存宅地確認申請書のうち、確認申請者の行政書士・一級建築士・農地管理組合長の印影 ・既存宅地確認申請書の平面図のうち、問取り 	0円	200円	市長(開発指導課)	24.5.28	
6	24.5.17	<ul style="list-style-type: none"> 次の附属機関の市民委員の公募に係る選考用「作文」 ・環境審議会 ・廃棄物減量等推進審議会 ・介護保険運営協議会 ・消費者保護委員会 ・情報公開・個人情報保護審議会 ・児童福祉審議会 ・男女共同参画推進委員会 ・行政経営審議会 ・障害者施策推進協議会 ・自治基本条例推進会議 ・都市計画審議会 ・健康づくり推進審議会 	その他	1	自治基本条例推進会議の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、住所について記録されている部分 ・住所歴 ・学業について記録されている部分 ・職業について記録されている部分 ・加入している団体名、地位 ・地域における活動の実績 ・家庭状況について記録されている部分 ・趣味について記録されている部分 	200円	240円	市長(企画課)	24.6.27	24.5.30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	行政経営審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、性別、生年月日、郵便番号の下4桁、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く) 職業について記録されている部分 加入している団体について記録されている部分 趣味について記録されている部分 個人の印影 	200円	80円	市長 (行政管理課)	24. 6. 27	24. 5. 29 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	男女共同参画推進委員会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、性別、年齢、郵便番号の下4桁、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く)、住所履歴 職業 地域における活動の実績 加入している団体名 家庭状況 	200円	70円	市長 (人権・男女共同参画推進課)	24. 6. 27	24. 5. 30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	情報公開・個人情報保護審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、生年月日、郵便番号の下4桁、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く)、FAX番号(市外局番を除く) 加入している団体名、地位 地域における活動の実績 	200円	70円	市長 (文書法規課 情報公開センター)	24. 6. 27	24. 5. 30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	消費者保護委員会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、生年月日、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く)、住所履歴 加入している団体名 地域における活動の実績 	200円	30円	市長 (くらし安心課)	24. 6. 27	24. 5. 30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料				複写料金
				1	障害者施策推進協議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> 年齢について記録されている部分 学業 職業について記録されている部分 心身障害の種類・等級について記録されている部分 加入している団体名、地位 地域における活動の実績 家庭状況について記録されている部分 	200円	60円	市長 (障害福祉課)	24. 6. 27	24. 5. 31 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	介護保険運営協議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、性別、年齢、郵便番号の下4桁、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く) 職業 	200円	110円	市長 (高齢介護課)	24. 6. 27	24. 5. 30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	児童福祉審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、FAX番号(市外局番を除く) 職業について記録されている部分 加入している団体名、地位 地域における活動の実績 	200円	140円	市長 (子育て支援課)	24. 6. 27	24. 5. 30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	健康づくり推進審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	氏名、生年月日、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く)、住所歴	200円	30円	市長 (市民健康課)	24. 6. 27	24. 5. 31 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	環境審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> 住所歴について記録されている部分 職業 地域における活動の実績 	200円	40円	市長 (環境政策課)	24. 6. 28	24. 5. 30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料			
				1	廃棄物減量等推進審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	・年齢、住所(市名を除く) ・性別、住所歴が記録されている部分 ・地域における活動の実績	200円	80円	市長 (環境資源課 リサイクルプラザ)	24.5.31 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	都市計画審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	・氏名 ・地域における活動の実績	200円	60円	市長 (都市計画課)	24.5.30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
7	24.5.17	次の附属機関の市民委員の公募に係る選考用「作文」 ・スポーツ振興審議会 ・市立図書館協議会 ・学校給食運営委員会	その他	1	スポーツ振興審議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	・氏名、性別、年齢、住所(市名を除く)、住所歴 ・職業について記録されている部分	200円	60円	教育委員会 (スポーツ振興課)	24.5.31 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	市立図書館協議会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	・応募者の氏名、年齢、住所歴 ・資格 ・地域における活動の実績	200円	20円	教育委員会 (図書館)	24.5.30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付
				1	学校給食運営委員会の市民委員の公募に係る選考用作文(現委員の選考時のもの)	部分公開	第7条第1号	氏名、年齢、住所(市名を除く)、電話番号(市外局番を除く)	200円	30円	教育委員会 (給食課)	24.5.30 公開決定等の期間延長 閲覧後、対象公文書の写しを交付

個別の処理状況(6月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
8	24.6.7	平成23年度に議会に提出した路線の認定・廃止情報・議案(路線認定・廃止)の議案書、位置図・認定路線に対する認定、区域決定、供用告示	その他								市長(文書法規課)		24.6.7 取下げ (情報提供 で対応)
9	24.6.8	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年5月10日～平成24年6月7日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	2	※2	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、国・市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	400円	700円	市長(開発指導課)	24.6.21	
<p>※1. 平成24年5月10日～平成24年5月31日届出分開発行等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月10日第152号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月10日第153号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月10日第154号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月10日第155号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月11日第158号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月11日第159号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月14日第160号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月14日第163号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月14日第165号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月14日第166号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月14日第167号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月15日第169号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月15日第170号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月15日第171号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月16日第173号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月16日第176号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月17日第179号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月22日第188号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月22日第189号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月22日第190号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月22日第191号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月22日第196号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月23日第197号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月23日第198号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月23日第199号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月23日第200号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月24日第203号)のうち、届出書 													
<p>※2</p>													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金					
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月24日第204号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月25日第207号)のうち、届出書、 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月25日第208号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月25日第209号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月25日第210号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月25日第212号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月28日第214号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月28日第216号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月28日第217号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月28日第219号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第224号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第226号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第227号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第228号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第229号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第230号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月30日第231号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月31日第232号)のうち、届出書、 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月31日第235号)のうち、届出書、 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年5月31日第237号)のうち、届出書 												
		<ul style="list-style-type: none"> 2.平成24年6月1日～平成24年6月7日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月1日第240号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月1日第241号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月1日第245号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月1日第246号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月1日第250号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月4日第251号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月4日第254号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月4日第256号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月4日第259号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第260号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第261号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第262号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第263号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第264号)のうち、届出書、 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第266号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月5日第269号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月7日第271号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月7日第272号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月7日第274号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月7日第275号)のうち、届出書 												

個別の処理状況(7月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
10	24. 7. 4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年6月8日～平成24年7月2日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※3	2	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	400円	450円	市長 (開発指導課)	24. 7. 13	
※3													
1. 平成24年6月8日～平成24年6月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月8日第277号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月8日第281号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月12日第285号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月12日第286号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月12日第288号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月12日第291号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月13日第294号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月14日第299号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月14日第300号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月14日第302号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月15日第303号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月15日第306号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月15日第307号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月15日第309号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月18日第312号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月18日第313号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月18日第316号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月19日第319号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月19日第320号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月19日第321号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月19日第323号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月19日第326号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月20日第328号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月21日第332号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月21日第334号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月21日第336号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月21日第337号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月22日第338号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月22日第339号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月22日第340号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月22日第341号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月22日第342号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月25日第345号)のうち、届出書													
・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月25日第347号)のうち、届出書													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月25日第351号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月26日第352号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月26日第354号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月28日第359号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月28日第361号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月28日第363号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月28日第364号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月29日第365号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年6月29日第366号)のうち、届出書 <p>2.平成24年7月1日～平成24年7月2日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月2日第370号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月2日第372号)のうち、届出書 										
11	24. 7. 17	農地法第5条第1項の規定による許可申請書 ①東町五丁目〇-〇 ②東町三丁目〇-〇	市内の個人	1	農地法第5条第1項の規定による許可申請書(受付番号:第47号、受付年月日:平成24年4月10日) (請求の内容の①に該当するもの) 請求の内容の②に該当するもの	部分公開 非公開	第7条第1号 第2号 第4号 第7号 不存在	0円	450円	農業委員会事務局	24. 7. 25	
		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書のうち、譲渡(貸)人の職業 ・住民票の写しのうち、生年月日、性別、住所を定めた年月日、住民となった日、前住所、備考 ・申請書のうち、必要経費(土地造成工事費、雑費、合計)、経費に対する資金(自己貯蓄資金、金融機関等借入金、その他、合計) ・見積書のうち、工種の金額、合計の金額 ・内訳表のうち、単価、金額、小計 ・申請書のうち、預金残高合計、金融機関の名称、支店の名称 ・残高証明書のうち、金融機関の名称、支店の名称、電話番号、預金の種別、金額 ・納入実績 ・定款のうち、社員の引受株数 ・個人・法人の自動車検査証 ・土地賃貸借契約書 ・個人・法人の印影 										
12	24. 7. 17	開発行為等事前協議書 ①東町五丁目〇-〇 ②東町三丁目〇-〇	市内の個人	1	開発行為等事前協議書(受付番号:I-125、受付年月日:平成24年2月9日)	部分公開	第7条第1号 第4号	0円	210円	市長 (開発指導課)	24. 7. 26	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
					請求の内容の②に該当するもの	非公開	不存在						

個別の処理状況(8月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
13	24.8.6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年7月3日～平成24年8月1日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※5 1	※5	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影	200円	540円	市長 (開発指導課)	24.8.20	
<p>※5 平成24年7月3日～平成24年7月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月3日第376号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月3日第378号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月3日第379号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月4日第381号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月4日第382号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月5日第386号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月6日第391号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月6日第392号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月6日第393号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月9日第394号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月9日第395号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月9日第397号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月9日第398号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月9日第399号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月9日第402号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月10日第404号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月11日第409号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月11日第410号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月11日第411号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月12日第413号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第416号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第417号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第418号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第419号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第420号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第422号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第424号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月13日第425号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月17日第426号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月17日第427号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月17日第428号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月17日第429号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月19日第433号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月19日第434号)のうち、届出書</p>													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月19日第437号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月19日第438号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月20日第447号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月23日第451号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月23日第452号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月24日第455号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月26日第460号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月26日第462号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月27日第464号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月27日第465号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月30日第471号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月30日第474号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月30日第475号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月31日第477号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月31日第478号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月31日第481号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月31日第483号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年7月31日第485号)のうち、届出書 											
14	24.8.8	開発行為等事前協議書(レイクタウン○街区○画地)	市内に事務所を有する法人	1	開発行為等事前協議書(受付番号:1-1、受付年月日:平成21年4月2日)	部分公開	第7条第1号第4号	・開発者・土地所有者の電話番号 ・個人の印影 ・1階平面詳細図 ・2階平面詳細図	0円	275円	市長(開発指導課)	24.8.21	
15	24.8.8	越谷市立病院医事業務委託契約書・仕様書(直近分)	市内に事務所を有する者	1	越谷市立病院医事業務等業務委託契約書(契約番号平成22年5月28日、越病契第253号)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	0円	250円	市長(市立病院庶務課)	24.8.17	
16	24.8.9	名譽市民に対する公葬の実施に関する次の事項が分かる公文書 ①日時・場所・対象者が分かる公文書 ②費用が分かる公文書	その他	1	故大塚伴鹿氏市葬実施要領(請求の内容の①に該当するもの)	公開			200円	10円	市長(総務管理課)	24.8.23	
17	24.8.9	平成24年6月1日に県教委が開催した「平成24年度教育職員人事評価制度研修会」の復命書(ただし、資料は除く)	その他	1	平成24年度越谷市歳入歳出決算事項別明細書のうち、「款:総務費、項:総務管理費、目:市葬費」の部分(請求の内容の②に該当するもの)	公開			200円	20円	市長(出納課)	24.8.21	
				1	平成24年度教職員人事評価制度研修会について(報告)(平成24年6月7日決裁)(ただし、資料は除く)	公開			200円	40円	教育委員会(学務課)	24.8.22	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料			
18	24.8.17	公共施設整備等協定書(No.23-198)のうち、近隣説明等報告書	市内の個人	1	公共施設整備等協定書(No.23-198)のうち、近隣説明等報告書	部分公開	第7条 第1号 第4号	・日影図、計画概要図、1階平面図兼配置図、2・3階平面図・4階平面図、立面図のうち、担当者名・番号、住民の住所・氏名、使用用途区分、事業主の所見欄 ・第2号様式のうち、自動車登録番号標・法人の印影 ・1階平面図兼配置図、2・3階平面図・4階平面図のうち、間取り	0円	70円	24.8.31	閲覧後、対象公文書の写しを交付
19	24.8.23	越谷市ボランティア活動災害補償制度について、次に掲げるもの ・概要がわかるパンフレット、チラシ等 ・実施要綱・災害補償規程等 ・平成24年度契約時の仕様書 ・平成24年度契約の保険証券・特約書 ・平成23年度の事故件数、被害者に支払った保険金額	その他									24.8.23 取下げ (情報提供 で対応)
20	24.8.29	1.平成18・21・24年度評価替えにおける雑種地等の宅地に対する比率割合について 2.平成18・21・24年度標準宅地番号502の不動産鑑定評価書 3.平成18・21・24年度標準宅地番号502に近接する雑種地の不動産鑑定評価書	市内に存する事務所に勤務する者	3	1.平成17年公示地の補正率一覧表のうち、公示地番号越谷10-2について記録されている部分 2.平成20年公示地の補正率一覧表のうち、公示地番号越谷10-2について記録されている部分 3.平成23年地価公示(公示地)の補正率一覧表のうち、公示地番号越谷10-2について記録されている部分 (請求の内容の2に該当するもの)	公開			0円	30円	24.9.11	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	手数料	複写料金				
				6	<p>1. 平成18年度評価替えにおける雑種地の比率割合について(平成17年11月7日決裁)</p> <p>2. 平成21年度評価替えにおける雑種地及び宅地等介在農地の宅地に対する比率割合について(平成20年11月6日決裁)(不動産鑑定評価書を除く)</p> <p>3. 平成24年度評価替えにおける雑種地等の宅地に対する比率割合について(同い)(平成23年11月29日決裁)(不動産評価書を除く)</p> <p>(請求の内容の1に該当するもの)</p> <p>4. 不動産鑑定評価書(平成18年度固定資産税土地評価替えにおける雑種地の鑑定評価委託成果品)のうち、対象不動産(2)について記録されている部分</p> <p>5. 不動産鑑定評価書(平成21年基準年度固定資産税土地評価替えにおける雑種地の鑑定評価業務委託成果品)のうち、対象不動産(2)について記録されている部分</p> <p>6. 不動産鑑定評価書(平成24基準年度固定資産税評価替えにおける雑種地等鑑定評価業務委託成果品)のうち、対象不動産3について記載されている部分</p> <p>(請求の内容の3に該当するもの)</p>	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・住所の欄のうち、小字の部分 ・地番、所有者の欄 ・雑種地鑑定地点位置図 ・対象不動産の所在・地番の欄のうち、小字・地番の部分 ・所有者の欄 ・取引事例地の状況の欄のうち、小字の部分 ・対象不動産・取引事例地の位置図 ・対象不動産の公図 ・対象不動産の位置図 ・対象不動産の写真 ・不動産鑑定士・不動産鑑定士事務所の印影 	0円	820円			

個別の処理状況(9月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
21	24. 9. 6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式(第4条関係))平成24年8月2日～平成24年9月4日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※6 2	※6	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・個人の印影 ・法人の印影	400円	550円	市長 (開発指導課)	24. 9. 19	
<p>※6</p> <p>1. 平成24年8月2日～平成24年8月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月2日第491号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月2日第492号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月2日第493号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月3日第497号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月3日第499号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月3日第500号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月6日第503号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月6日第505号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月6日第506号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月7日第508号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月7日第509号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月8日第514号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月8日第515号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月8日第516号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月9日第517号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月9日第518号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月9日第519号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月10日第524号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月10日第527号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月10日第529号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月13日第532号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月13日第533号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月13日第535号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月16日第536号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月16日第538号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月16日第539号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月17日第542号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月20日第546号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月20日第547号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月20日第550号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月20日第552号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月20日第554号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月21日第557号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月22日第559号)のうち、届出書 													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月23日第562号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月24日第567号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月24日第568号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月24日第571号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月27日第574号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月27日第575号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月28日第579号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月28日第581号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月29日第583号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月29日第584号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月29日第586号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月30日第590号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月30日第592号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月31日第594号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月31日第595号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年8月31日第598号)のうち、届出書 											
22	24.9.14	土地鑑定評価委託料(平成17年度、平成20年度、平成23年度)に関する契約書	市内に存する事務所に勤務する者	※7 13		部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人・法人の印影 ・住所の欄のうち、小字の部分 ・地番、所有者の欄	0円	2,380円	市長(契約課)	24.9.27	
※7		<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託契約書(平成23年度固定資産税標準宅地の時点修正に関する業務委託、契約日:平成22年7月1日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 2. 委託契約書(平成24年度固定資産税標準宅地評価替えにおける標準宅地鑑定評価に関する業務委託、契約日:平成22年11月12日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 3. 委託契約書(面地の規模に係る所要の補正に関する調査業務委託、契約日:平成22年12月20日、受注者:財団法人日本不動産研究所) 4. 委託契約書(平成24年度固定資産税標準宅地評価替えにおける雑種地等鑑定評価業務委託、契約日:平成23年1月13日、受注者:瀬尾不動産鑑定士事務所) 5. 委託契約書(固定資産税標準宅地の時点修正に関する業務委託、契約日:平成19年7月9日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 6. 委託契約書(平成21年度固定資産税標準宅地鑑定評価に関する業務委託、請日:平成20年1月21日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 7. 請書(平成21年度固定資産税標準宅地鑑定評価に関する業務委託、請日:平成20年1月21日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 8. 委託契約書(平成21年度固定資産税標準宅地評価替えにおける雑種地の鑑定評価業務委託、契約日:平成20年2月6日、受注者:株式会社清水不動産鑑定士事務所) 9. 委託契約書(都市計画法経過措置期間終了後に更地となった旧既存宅地に係る所要の補正についての調査業務委託、契約日:平成20年2月8日、受注者:財団法人日本不動産研究所) 10. 委託契約書(固定資産税標準宅地の時点修正に関する業務委託、契約日:平成16年7月23日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 11. 委託契約書(平成18年度固定資産税標準宅地評価替えにおける鑑定評価委託、契約日:平成16年9月27日、受注者:社団法人埼玉県不動産鑑定士協会) 12. 委託契約書(平成18年度固定資産税標準宅地評価替えにおける雑種地の鑑定評価委託、契約日:平成17年1月28日、受注者:株式会社清水不動産鑑定士事務所) 13. 委託契約書(過小土地補正率(案)の作成に関する調査委託、契約日:平成17年3月7日、受注者:財団法人日本不動産研究所) 											

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
23	24.9.24	越谷市ボランティア活動災害補償制度について、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度、平成24年度の保険証券 平成24年度入札時の仕様書 平成23年度、平成24年度の入札結果表(参加者名、入札金額がわかるもの) 	その他									24.9.24 取下げ (情報提供 で対応)	
24	24.9.24	平成23年9月1日から平成24年8月31日までに締結した損害保険契約の証券又は保険契約の内容が分かる書類。ただし、次のものに限る <ul style="list-style-type: none"> 保険料10万円以上の保険契約 賠償責任保険、傷害保険、施設賠償責任保険 民間の保険会社と契約しているもの 	その他	1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月26日、証券番号:5442520616)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長 (総務管理課)	24.10.9	
				1	・保険証券(費用・利益保険) (申込日:平成24年4月27日、証券番号:1251153047) ・保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成24年4月27日、証券番号:1235914690)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長 (市民活動支援課)	24.10.9	
				1	傷害保険契約更新申込書(申込日:平成24年4月24日、証券番号:9876264073)	公開			200円	20円	市長 (高齢介護課)	24.10.9	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月4日、証券番号:5442470839)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長 (保育課)	24.10.9	
				1	保険証券(団体総合補償制度費用保険)(契約日:平成24年5月8日、証券番号:970EB 405250-6)	部分公開	第7条 第4号	法人・代表取締役社長・中央業務センター長の印影	200円	30円	市長 (青少年課)	24.10.9	
				2	1. 保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成24年4月6日、証券番号:3539741569) 2. 保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成24年4月6日、証券番号:8104719869)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	400円	40円	市長 (地域医療課)	24.10.9	
				1	保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成24年5月17日、証券番号:3540270235)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長 (市民健康課)	24.10.9	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月12日、証券番号:5442498714)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長(治水課)	24.10.9	
				3	1.賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月16日、証券番号:5442504185) 2.賠償責任保険証券(契約日:平成24年5月23日、証券番号:5471985653) 3.動産総合保険証券(契約日:平成24年5月23日、証券番号:5471985645)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	600円	70円	市長(市街地整備課)	24.10.9	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月23日、証券番号:5442513388)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(公園緑地課)	24.10.9	
25	24.9.24	平成23年9月1日から平成24年8月31日までに締結した損害保険契約の証券又は保険契約の内容が分かる書類。ただし、次のものに限る ・保険料10万円以上の保険契約 ・賠償責任保険、傷害保険、施設賠償責任保険 ・民間の保険会社と契約しているもの	その他	1	賠償責任保険申込書(証券番号:NB22386902)	公開			200円	10円			
				5	1.保険証券(総合賠償責任保険)(契約日:平成24年4月20日、証券番号:L06054890) 2.保険証券(普通傷害保険)(契約日:平成24年4月20日、証券番号:970875563) 3.保険証券(傷害総合保険(安心BOX))(契約日:平成24年4月20日、証券番号:S01522458) 4.保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成23年9月5日、証券番号:M016119885) 5.保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成24年4月26日、証券番号:3376094013)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	1,000円	100円	教育委員会(スポーツ振興課)	24.10.5	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月2日、証券番号:5442479339)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	90円	教育委員会(学務課)	24.10.5	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成24年4月9日、証券番号:1235526673)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印 影	200円	120円	教育委員会 (指導課)	24. 10. 5	
				1	保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成24年4月12日、証券番号:1235526534)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印 影	200円	20円	教育委員会 (指導課 教育センター)	24. 10. 9	
				1	保険証券(ボイラ保険)(契約日:平成24年4月4日、証券番号:3390829328)	部分公開	第7条 第4号	法人・取締役社長の印 影	200円	50円	教育委員会 (給食課)	24. 10. 5	

個別の処理状況(10月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
26	24. 10. 4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年9月5日～平成24年10月1日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※8	2	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影	400円	480円	市長(開発指導課)	24. 10. 15	
<p>※8</p> <p>1. 平成24年9月5日～平成24年9月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月5日第608号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月6日第615号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月7日第620号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第621号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第623号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第624号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第627号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第630号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第631号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月10日第632号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月11日第633号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月11日第634号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月12日第639号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月12日第640号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月12日第641号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月12日第642号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月12日第643号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月12日第645号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月13日第646号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月13日第653号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月14日第656号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月14日第664号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月19日第666号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月19日第670号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月19日第671号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月19日第672号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月20日第675号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月20日第680号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月20日第692号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月21日第694号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月21日第697号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月24日第698号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月24日第699号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月25日第705号)のうち、届出書 													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考			
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金						
27	24.10.9	越谷市が契約者となり平成24年度に締結した損害保険契約(火災保険、賠償責任保険、傷害保険等)の保険証券。ただし、一証券における保険料が10万円未満のもの、自動車保険は除く	その他	1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月26日、証券番号:5442520616)	部分公開	第7条第4号	影	200円	20円	市長(総務管理課)	24.10.19				
				1	・保険証券(費用・利益保険)(申込日:平成24年4月27日、証券番号:1251153047) ・保険証券(賠償責任保険)(契約日:平成24年4月27日、証券番号:1235914690)	部分公開	第7条第4号	影	200円	40円	市長(市民活動支援課)	24.10.19				
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月4日、証券番号:5442470839)	部分公開	第7条第4号	影	200円	40円	市長(保育課)	24.10.19				
				1	保険証券(団体総合補償制度費用保険)(契約日:平成24年5月8日、証券番号:970EB 405250-6)	部分公開	第7条第4号	法人・代表取締役社長・中央業務センター長の印影	200円	30円	市長(青少年課)	24.10.19				
				2	1. 保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成24年4月6日、証券番号:3539741569) 2. 保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成24年4月6日、証券番号:8104719869)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	400円	40円	市長(地域医療課)	24.10.19				
				・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月25日第709号)のうち、届出書												
				・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第710号)のうち、届出書												
				・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第711号)のうち、届出書												
				・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第713号)のうち、届出書												
				・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第715号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第716号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第718号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月26日第719号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月28日第727号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月28日第728号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年9月28日第730号)のうち、届出書																
2. 平成24年10月1日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月1日第744号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月1日第747号)のうち、届出書																
・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月1日第748号)のうち、届出書																

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	保険証券(傷害総合保険)(契約日:平成24年5月17日、証券番号:3540270235)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(市民健康課)	24.10.19	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月12日、証券番号:5442498714)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長(治水課)	24.10.19	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月16日、証券番号:5442504185)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	30円	市長(市街地整備課)	24.10.19	
				1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日:平成24年4月23日、証券番号:5442513388)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(公園緑地課)	24.10.22	

個別の処理状況(11月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
28	24.11.6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年10月2日～平成24年11月4日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※9	2	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	400円	660円	市長 (開発指導課)	24.11.19	
<p>※9</p> <p>1.平成24年10月2日～平成24年10月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月2日第752号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月3日第762号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月4日第763号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月4日第767号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月4日第768号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月5日第771号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第774号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第775号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第776号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第777号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第778号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第780号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第781号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月9日第782号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月10日第783号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月10日第786号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月10日第787号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月11日第788号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月11日第791号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月11日第792号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月11日第794号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月11日第795号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月11日第797号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月12日第800号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月12日第802号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月12日第803号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月15日第804号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月15日第805号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月15日第806号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月15日第808号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月15日第811号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月15日第812号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月16日第815号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月17日第822号)のうち、届出書 													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月17日第823号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月17日第825号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月17日第826号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月18日第828号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月18日第831号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月18日第832号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月19日第833号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月19日第835号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月19日第840号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月19日第842号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月19日第843号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月19日第844号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月22日第846号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月22日第847号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月23日第854号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月23日第856号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月25日第860号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月25日第861号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月26日第862号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月26日第864号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月26日第866号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月26日第867号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月29日第870号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月29日第872号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月30日第873号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月30日第874号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月30日第875号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月31日第877号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年10月31日第878号)のうち、届出書 												
	<ul style="list-style-type: none"> 2.平成24年11月1日～平成24年11月4日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月1日第884号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月1日第889号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月2日第893号)のうち、届出書 												

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
29	24.11.15	次の契約に係る仕様書(平成24年度) <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類環境調査 ・学校給食食品衛生検査 ・空間放射線量測定 ・公共下水道水質分析 ・通学路空間放射線量 ・土壌放射性物質調査 ・一般廃棄物最終処分場水質検査 ・公共施設アスベスト室内環境測定 	その他	8	1. 仕様書(ダイオキシン類環境調査業務委託、契約日:平成24年4月11日) 2. 仕様書(学校給食食品衛生検査業務委託、契約日:平成24年5月2日) 3. 仕様書(空間放射線量測定業務委託、契約日:平成24年5月23日) 4. 仕様書(公共下水道水質分析業務委託、契約日:平成24年5月22日) 5. 仕様書(通学路空間放射線量測定業務委託、契約日:平成24年5月30日) 6. 仕様書(土壌放射性物質調査業務委託、契約日:平成24年6月19日) 7. 仕様書(一般廃棄物最終処分場水質検査委託、契約日:平成24年10月24日) 8. 仕様書(公共施設アスベスト室内環境測定業務委託、平成24年6月5日)	公開			1,600円	470円	市長(契約課)	24.11.22	

個別の処理状況(12月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容	公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名		手数料	複写料金				
30	24. 12. 6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年11月5日～平成24年12月4日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※10 2		非公開部分 ・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	400円	680円	市長(開発指導課)	24. 12. 20		
※10	1. 平成24年11月5日	～平成24年11月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの										
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月5日第896号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月5日第897号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月5日第902号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月6日第905号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月6日第906号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月6日第909号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月7日第913号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月7日第916号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月7日第917号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月7日第919号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月8日第922号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月9日第924号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月9日第926号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月9日第927号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月9日第928号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月12日第928号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月12日第929号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月13日第938号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月13日第939号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月13日第941号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月13日第943号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月14日第944号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月14日第945号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月14日第946号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月14日第947号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月14日第949号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月14日第950号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月15日第952号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月15日第953号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月15日第955号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月15日第956号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月16日第962号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月16日第964号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月16日第966号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月19日第968号)のうち、届出書											

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月19日第969号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月19日第973号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月20日第974号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月22日第982号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月22日第983号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第990号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第991号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第994号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第995号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第996号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第997号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月26日第998号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月27日第999号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月27日第1003号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月28日第1008号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月28日第1010号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月28日第1011号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月28日第1013号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月29日第1014号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月29日第1017号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月29日第1018号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月29日第1019号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月30日第1021号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月30日第1022号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年11月30日第1023号)のうち、届出書 										
		<ul style="list-style-type: none"> 2.平成24年12月1日～平成24年12月4日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月3日第1028号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月3日第1029号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月3日第1030号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月4日第1032号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月4日第1034号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月4日第1035号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月4日第1036号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月4日第1038号)のうち、届出書 										
31	24.12.10	業務委託契約書(文書保存委託)(単価・長期継続契約)契約日平成21年2月1日	市内の個人	1	業務委託契約書(文書保存委託)(単価・長期継続契約)契約日:平成21年2月1日、受注者:株式会社キープックス)	部分公開	第7条第4号	0円	100円	市長(文書法規課情報公開センター)	24.12.12	
32	24.12.11	市役所庁舎清掃業務委託入札資料(平成24年度)	その他							市長(総務管理課)		24.12.11 取下げ

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
33	24.12.20	越谷市立病院における医事業務委託契約書・仕様書(直近のもの)	その他	1	越谷市立病院医事業務等業務委託契約書(契約番号:平成22年5月28日越病契第253号)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	200円	250円	市長 (市立病院庶務課)	24.12.26	
34	24.12.21	公共施設整備等協定書(No.24-150)のうち、近隣説明等報告書	市内の個人	1	公共施設整備等協定書(No.24-150)のうち、近隣説明等報告書	部分公開	第7条第1号 第2号 第4号	・番号、住民の住所・氏名、使用用途区分の欄 ・説明日・説明場所のうち、説明場所 ・法人の印影	0円	0円	市長 (開発指導課)	25.1.4	

個別の処理状況(1月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
35	25. 1. 8	開発行為許可申請書(○○△△店)		1	開発行為許可申請について(平成24年12月17日決裁、許可番号24年12月17日第114号)	部分公開	第7条 第1号 第4号	・印鑑登録証明書のうち、性別、生年月日 ・法テック図(1)建物面積表、1階平面図、2階平面図・屋根伏図、立面図、衛生設備1階平面図のうち、担当欄の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影 ・1階平面図、2階平面図・屋根伏図、衛生設備1階平面図のうち、間取り	0円	720円	市長 (開発指導課)	25. 1. 16	
36	25. 1. 9	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成24年12月5日～平成25年1月6日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	市内の個人	1	※11	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影	200円	560円	市長 (開発指導課)	25. 1. 22	
<p>※11 平成24年12月5日～平成24年12月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月6日第1044号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月6日第1045号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月6日第1046号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月6日第1048号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月6日第1049号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月6日第1050号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月7日第1054号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月10日第1057号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月10日第1061号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月10日第1063号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月10日第1064号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月11日第1066号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月11日第1067号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月11日第1072号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1075号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1076号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1077号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1078号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1079号)のうち、届出書</p>													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1080号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1081号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1084号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月12日第1086号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月13日第1088号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月13日第1089号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月13日第1090号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月13日第1091号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月13日第1094号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月14日第1095号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月14日第1097号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月17日第1100号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月17日第1104号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月18日第1107号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月18日第1108号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月19日第1109号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月19日第1112号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月19日第1113号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月20日第1115号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月20日第1119号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月21日第1124号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月25日第1127号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月25日第1128号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月25日第1129号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月25日第1134号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月25日第1137号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月26日第1138号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1145号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1146号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1147号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1149号)のうち、届出書、別紙											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1150号)のうち、届出書、別紙											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1151号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月27日第1154号)のうち、届出書											
	• 開発行為等計画届(受付番号平成24年12月28日第1157号)のうち、届出書											

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
37	25. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設整備等協定書(No. 24-150)ただし、近隣説明等報告書を除く 開発行為等事前協議書(平成24年5月31日付け、C-18号) 	市内の個人	2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 開発行為等事前協議書(平成24年5月31日受付、番号:C-18) 2. 公共施設整備等協定書(No. 24-150)ただし、近隣説明等報告書は除く) 	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者名(ただし、市・県職員、株式会社〇〇の担当者を除く) ・1階平面図、2階平面図・屋根伏図、立面図のうち、担当欄の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影 ・〇〇△△計画配置・平面図、1階平面図、2階平面図・屋根伏図のうち、間取り ・断面図 	0円	1,080円	市長 (開発指導課)	25. 1. 30	閲覧後、対象公文書の写しを交付
38	25. 1. 22	開発行為等事前協議書(大沢三丁目〇〇、〇〇-〇)	市内の個人	1	開発行為等事前協議書(平成24年11月12日決裁、番号:J-21)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影 ・1階平面図のうち、間取り 	0円	240円	市長 (開発指導課)	25. 1. 29	
39	25. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> 1. 特定施設設置届出書(登戸町〇〇-〇、△△-△)に係るもの全て 2. 登戸町〇〇-〇、△△-△の開発手続きに係る書類 3. 登戸町□□-□□の開発手続きに係る書類 	市内の個人	5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 特定施設設置届出書の受理及び受理書の交付について(同い) (平成22年7月6日決裁) 2. 特定施設設置届出書の受理について(同い) (平成24年9月25日決裁) 3. 環境保全協定書の締結について(同い) (平成22年7月16日決裁) 4. 近隣住民の皆様へのお約束(平成22年5月29日付け) 5. 協定書(平成22年7月16日付け) (請求の内容の1に該当するもの)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長の住所 ・法人の印影 ・代表取締役の印影 ・自治会長の印影 ・スクラップシヤレアウト図のうち、配置図・断面図 ・配置図のうち、地下の部分 	0円	430円	市長 (環境政策課)	25. 2. 5	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料				複写料金
				3	<p>1. 開発行為等事前協議書(平成23年11月16日受付、番号:G-48)</p> <p>2. 公共施設整備等協定書(平成24年3月15日決裁、地区コード:G-57)</p> <p>(1~2)は、請求の内容の2)に該当するもの)</p> <p>3. 開発行為等事前協議書(平成23年12月13日受付、番号:G-53)</p> <p>(請求の内容の3)に該当するもの)</p>	部分公開	<p>第7条 第1号 第2号 第4号 第7号</p>	<p>・個人の電話番号 ・住民票の写しのうち、生年月日欄、性別欄、異動日欄、事由欄、異住所欄 ・道路台帳管理システムのハートコピー ・個人の印影 ・代表取締役の印影 ・配置図のうち、地下の部分 ・1階平面図、2階平面図のうち、間取り ・Y通り断面図、X通り断面図のうち、間取り ・内部寸法 ・平面図のうち、間取り ・断面図のうち、間取り ・内部寸法 ・立面図、断面図のうち、間取り ・内部寸法</p>	0円	770円	市長 (開発指導課)	25.2.6	

個別の処理状況(2月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
40	25.2.4	・開発行為等事前協議書(平成21年8月21日付け、F-33号) ・公共施設整備等協定書(No. 21-111)		1. 開発行為等事前協議書(平成21年8月21日受付、番号:F-33) 2. 公共施設整備等協定書(No. 21-111)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号 第6号 オ 第7号	・個人の電話番号 ・現況床面積 ・未登記家屋に係る地番、木・非木造の別、種類、構造、階層、登記床面積、現況床面積、建築年、増築の別、住民コード、住所、氏名の欄 ・航空写真 ・経過書 ・道路台帳管理システムのハードコピー ・個人の印影 ・法人の印影	0円	640円	市長 (開発指導課)	25.2.18		
41	25.2.6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年1月7日～平成25年2月4日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	市内の個人	※12	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・法人の印影	400円	530円	市長 (開発指導課)	25.2.20		

※12

1. 平成25年1月7日～平成25年1月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの
- ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月7日第1159号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月8日第1165号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月8日第1166号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月9日第1167号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月9日第1168号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月10日第1171号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月11日第1176号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月15日第1178号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月15日第1181号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月15日第1182号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月16日第1186号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月16日第1187号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月17日第1192号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月17日第1193号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月18日第1196号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月18日第1197号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月18日第1198号)のうち、届出書
 - ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月18日第1199号)のうち、届出書

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月18日第1201号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月21日第1203号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月21日第1205号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月21日第1206号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月21日第1207号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月22日第1208号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月22日第1210号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月22日第1212号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月24日第1219号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月24日第1221号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月25日第1223号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月25日第1224号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月25日第1227号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月25日第1229号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月28日第1231号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月28日第1232号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月28日第1233号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月28日第1236号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月28日第1237号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月28日第1239号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月29日第1241号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月29日第1242号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月29日第1243号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月29日第1245号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月30日第1246号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年1月30日第1247号)のうち、届出書 													
	2.平成25年2月1日～平成25年2月4日届出分開発行為等計画届綴りのうち、													
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1253号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1254号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1255号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1257号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1258号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1259号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月1日第1260号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月4日第1263号)のうち、届出書 													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
42	25. 2. 14	市民活動支援センター指定管理者申請書(アイル・オーエンスの提出した分)のうち、市民活動支援センターの事業計画書	市内に事務所を有する団体	1	越谷市市民活動支援センター指定管理者応募書類(平成23年11月、アイル・オーエンスグループ)のうち、越谷市市民活動支援センター指定管理者事業計画書(様式6)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	・作成者の氏名 ・作成者のメールアドレス ・建物清掃管理評価資格者1級登録証の氏名、生年月日、登録番号、登録日、有効期限 ・写真 ・自主事業の参加費 ・人件費(賃金)の額 ・法人の印影	0円	630円	市長 (市民活動支援課)	25. 2. 26	
43	25. 2. 18	登戸町○○○、△△-△に係る次の文書全て ①環境政策課に提出された住民説明会の議事録 ②住民に対し50部配布した○株式会社約束手紙に係る文書 ③工場建設に係る電気に関する文書	市内に事務所を有する法人	16	※13 請求の内容の③に該当するもの	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号 第6号 オ	※14	0円	0円	市長 (環境政策課)	25. 3. 4	
	※13					非公開	不存在				市長 (開発指導課)	25. 3. 4	
	※14												
	1. ○○株式会社機械設置関連工事に係る近隣住民への説明会について(報告)(平成22年5月25日決裁)												
	2. ○○近隣説明会議事録(平成22年5月23日付け)												
	3. ○○株式会社機械設置関連工事に係る近隣住民への第2階説明会について(報告)(平成22年6月8日決裁)												
	4. 議事録(平成22年5月29日付け)												
	5. ○○株式会社との住民対話集会について(報告)(平成22年6月8日決裁)												
	6. ○○株式会社事業所設置に関する近隣住民への第4回説明会について(報告)(平成22年6月16日決裁)のうち、説明会概要の部分												
	7. ○○株式会社事業所設置に関する近隣住民への第5回説明会について(報告)(平成22年6月22日決裁)												
	8. ○○株式会社事業所設置に関する近隣住民への第6回説明会について(報告)(平成22年6月30日決裁)												
	9. ○○株式会社事業所設置工事に関する近隣住民への説明会について(報告)(平成22年7月29日決裁)												
	10. 議事録(平成22年7月26日付け)												
	11. 議事録(平成22年8月9日付け)												
	12. ○○株式会社機械設置関連工事に関わる第2回工事説明会(平成22年8月7日実施)資料(1~12)は、請求の内容の①に該当するもの												

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
		13. 近隣住民の皆様へのお約束(平成22年5月29日付け) 14. 第二回説明会質疑回答(2010年6月4日受信) 15. 6月13日近隣住民の皆様からの回答要求事項に対する回答書(平成22年6月22日付け) 16. 6月13日近隣住民からの回答要求事項に対する回答書(6月28日③変更版) (13～16)は、請求の内容の②に該当するもの										
44	25. 2. 18	登戸町□□-□の建物建設に係る電気に関する文書	市内に事務所を有する個人		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在			市長 (開発指導課)	25. 3. 4	
45	25. 2. 18	1. 登戸町□□-□の開発に係る文書 2. 越谷市商工会青色申告会の会員証(□□□□分)	市内の個人	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(昭和53年4月19日届出、G-57、No. 35) (請求の内容の1)に該当するもの)	非公開	不存在			市長 (産業支援課)	25. 3. 4	
						部分公開	第7条 第1号 第4号	0円	40円	市長 (開発指導課)	25. 3. 4	
46	25. 2. 21	公共施設整備等協定書(No. 24-150)のうち、次のもの ・近隣説明等報告書の住民意見一覧 ・平成25年2月以降の個人の要望・質問書	市内の個人	1	公共施設整備等協定書(No. 24-150)のうち、次のもの ・近隣説明等報告書のうち、所有者及び居住者等の意見一覧 ・平成25年2月以降の近隣様御意見・御要望等	部分公開	第7条 第1号 第2号 第6号 オ	0円	190円	市長 (開発指導課)	25. 3. 6	閲覧後、対象公文書の写しを交付

個別の処理状況(3月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
47	25.3.7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年2月5日～平成25年3月5日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※15 2	※15	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・自治会長代理の住所 ・個人の印影 ・法人の印影	400円	530円	市長 (開発指導課)	25.3.18	
<p>※15</p> <p>1.平成25年2月5日～平成25年2月28日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月5日第1266号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月5日第1267号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月5日第1268号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月5日第1273号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月8日第1281号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月12日第1283号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月12日第1284号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月12日第1285号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月13日第1287号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月13日第1288号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月13日第1292号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月14日第1293号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月14日第1294号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月14日第1295号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月14日第1296号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月14日第1297号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月14日第1298号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月15日第1299号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月15日第1300号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月15日第1301号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月15日第1303号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月15日第1306号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月18日第1309号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月18日第1313号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月19日第1315号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月19日第1322号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月19日第1324号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月19日第1329号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月20日第1333号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月20日第1334号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月20日第1335号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月21日第1338号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月21日第1339号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年2月21日第1340号)のうち、届出書 <p>別紙</p>													

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
		<ul style="list-style-type: none"> • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月21日第1341号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月21日第1345号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月26日第1353号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月26日第1354号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月27日第1358号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月27日第1359号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月27日第1361号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月27日第1362号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年2月28日第1364号)のうち、届出書 <p>2. 平成25年3月1日～平成25年3月5日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月1日第1366号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月1日第1371号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月1日第1374号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月4日第1375号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月4日第1380号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月4日第1385号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月4日第1386号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月5日第1387号)のうち、届出書 • 開発行為等計画届(受付番号平成25年3月5日第1389号)のうち、届出書 											
48	25. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> • 開発行為等事前協議書 • レイクタウン〇〇街区〇画地 • 南越谷四丁目〇-〇 	市内の個人	2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 開発行為等事前協議書(平成23年11月8日受付、番号・I-90) 2. 開発行為等事前協議書(平成21年1月14日受付、番号・G-71) 	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 第7条 第1号 第4号 	<ul style="list-style-type: none"> • 担当者の氏名 • 個人の電話番号 • 個人の印影 • 平面図のうち、間取り • 断面図 	0円	535円	市長(開発指導課)	25. 3. 28	
49	25. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成24年5月31日付け開発指導課「235」(開発行為等計画届)の文書台帳 2. 平成24年5月31日付け「C18」(開発行為等事前協議書)の文書台帳 3. 平成24年12月10日付け開発指導課「114」(開発行為許可申請)の文書台帳 4. 平成25年3月7日付け越開第120号で開示した「近隣説明等報告書のうち、所有者及び居住者等の意見一覧」及び「平成25年2月以降の近隣様御意見・御要望等(個人の要望・質問書(提出用))」を受け付けした旨を記載した文書台帳 	市内の個人	3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成24年度計画届出台帳のうち、受付番号231～240の部分 2. H24事前協議書受付台帳のうち、受付番号11～20の部分 3. H24年度都市計画台帳のうち、受付番号113～119の部分 <p>請求の内容の4に該当するもの</p>	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> 第7条 第1号 第4号 	<ul style="list-style-type: none"> • 受領印欄の担当者の氏名(ただし、公務員、代表者、建築士を除く) • 受領印欄の印影 	0円	30円	市長(開発指導課)	25. 3. 28	閲覧後、対象公文書の写しを交付

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
50	25. 3. 25	登戸町〇〇-〇に係る建築確認申請書	市内の個人	1	建築確認申請について(平成24年1月17日受付、第81号)のうち、確認申請書(建築物)	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地 ・個人の印影 ・平面図のうち、間取り ・断面図のうち、間取り・内部寸法 	0円	230円	市長 (建築住宅課)	25. 4. 4	

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成23年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,529件で、その後の平成25年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が20件（前年度26件）、変更の届出が34件（前年度37件）、廃止の届出が6件（前年度16件）あり、平成24年度末の届出件数は1,543件となっています（※平成24年度末の届出件数＝平成23年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報取扱事務の届出状況

（平成25年3月31日現在）

実施機関及び課	23年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	24年度届出件数			24年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,128		18	29	5	1,141
秘書課	7		0	0	0	7
広報広聴課	20		0	1	0	20
企画課	12		0	0	0	12
財政課	6		0	0	0	6
行政管理課	6		0	0	0	6
情報統計課	3		0	0	0	3
財産管理課	7		0	0	0	7
人権・男女共同参画推進課	14		2	0	0	16
中核市推進室	0		0	0	0	0
文書法規課	13		0	0	0	13
人事課	31		0	0	0	31
契約課	9		0	0	0	10
総務管理課	14		0	1	0	14
工事検査課	3		0	0	0	3

実施機関及び課	23年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	24年度届出件数			24年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
市民税課	8		0	0	0	8
資産税課	10		0	1	0	10
収納課	5		0	0	0	5
市民課	29		1	0	0	30
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
市民活動支援課	26		0	0	0	26
危機管理課	19		0	0	0	19
くらし安心課	28		0	0	0	28
社会福祉課	28		0	1	0	28
障害福祉課	68		0	2	0	68
高齢介護課	53		1	0	1	53
国民健康保険課	45		0	1	0	45
子育て支援課	100		2	1	0	102
保育課	31		2	1	2	31
青少年課	26		0	0	0	26
地域医療課	20		1	11	0	21
市民健康課	28		0	1	0	28
保健所準備室	1		1	0	0	2
環境政策課	39		0	1	0	39
環境資源課	27		0	2	0	27
産業支援課	30		0	0	0	30
農業振興課	42		0	1	2	40
道路総務課	11		1	0	0	12
道路建設課	25		0	0	0	25
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	0	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
維持管理課	1		0	0	0	1
都市計画課	30		0	0	0	30
市街地整備課	21		2	1	0	23
公園緑地課	10		0	0	0	10
開発指導課	6		0	0	0	6
建築住宅課	34		3	0	0	37

実施機関及び課		23年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	24年度届出件数			24年度末 の届出件数
				開始	変更	廃止	
	市立病院庶務課	61		1	1	0	62
	市立病院医事課	41		0	0	0	41
	出納課	9		0	1	0	9
	消防本部総務課	10		0	0	0	10
	消防本部予防課	20		0	1	0	20
	消防本部警防課	10		0	0	0	10
	消防本部指令課	5		0	0	0	5
	消防署本署	6		0	0	0	6
教 育 委 員 会		250		2	3	0	252
	教育総務課	10		0	0	0	10
	生涯学習課	97		1	1	0	98
	スポーツ振興課	29		0	0	0	29
	図書館	23		0	0	0	23
	学校管理課	11		0	0	0	11
	学務課	44		0	0	0	44
	指導課	31		1	1	0	32
	給食課	5		0	1	0	5
選挙管理委員会		25		0	0	0	25
公平委員会		4		0	0	0	4
監査委員		3		0	0	0	3
農業委員会		35		0	1	1	34
固定資産評価審査委員会		2		0	0	0	2
議 会		21		0	0	0	21
土地開発公社		20		0	0	0	20
施設管理公社		41		0	1	0	41
合 計		1,529	0	20	34	6	1,543

※〔24年度末の届出件数〕＝〔23年度末の届出件数〕＋〔開始〕－〔廃止〕

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成24年度の目的外利用は882件で、外部提供は525件となっています。

なお、実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表8のとおりです。

表8 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成25年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市長		788	406
秘書課		4	2
広報広聴課		4	8
企画課		0	3
財政課		0	0
行政管理課		2	1
情報統計課		14	2
財産管理課		4	1
人権・男女共同参画推進課		0	7
中核市推進室		0	0
文書法規課		0	9
人事課		3	14
契約課		1	1
総務管理課		2	3
工事検査課		0	3
市民税課		20	4
資産税課		18	2
収納課		10	4

実施機関及び課	目的外利用	外部提供
市民課	1 9	1 7
北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
市民活動支援課	1	7
危機管理課	1 0	4
くらし安心課	7	8
社会福祉課	6 8	1 2
障害福祉課	6 1	3 7
高齢介護課	4 9	1 3
国民健康保険課	3 7	2 8
子育て支援課	1 5 4	3 4
保育課	2 6	1 1
青少年課	4	4
地域医療課	6	1 0
市民健康課	2 1	1 0
保健所準備室	0	0
環境政策課	1 4	2 2
環境資源課	6	8
産業支援課	7	8
農業振興課	2 4	6
道路総務課	7	0
道路建設課	3 1	7
治水課	8	1
下水道課	9	4
営繕課	5	0
維持管理課	0	0
都市計画課	8 0	1 7
市街地整備課	1 7	1 1
公園緑地課	3	1
開発指導課	3	3
建築住宅課	1 5	1 1
市立病院庶務課	1	1 6
市立病院医事課	2	2 5

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
	出納課	0	0
	消防本部総務課	3	3
	消防本部予防課	6	1
	消防本部警防課	0	0
	消防本部指令課	2	0
	消防署本署	0	3
教 育 委 員 会		5 2	7 2
	教育総務課	1 5	7
	生涯学習課	1 3	3 0
	スポーツ振興課	0	1 3
	図書館	0	0
	学校管理課	0	2
	学務課	2 0	1 3
	指導課	2	7
	給食課	2	0
選挙管理委員会		7	8
公平委員会		2	1
監査委員		1	2
農業委員会		1 6	6
固定資産評価審査委員会		1	0
議 会		0	9
土地開発公社		1 1	1 0
施設管理公社		4	1 1
合 計		8 8 2	5 2 5

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成24年度の保有個人情報の開示請求の件数は20件（平成23年度は20件）で、開示請求の対象となった公文書数は26文書（平成23年度は67文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表9、課別の処理状況は表10のとおりです。

表9 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

() 内は平成23年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	17	7	12	0	3	22
	(20)	(8)	(14)	(1)	(1)	(24)
教 育 委 員 会	3	1	2	0	0	3
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	20	8	14	0	3	25
	(20)	(8)	(14)	(1)	(1)	(24)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 1 0 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	市民税課	0	0	0	1	1
	市民課	3	3	0	2	8
	高齢介護課	1	1	0	0	2
	国民健康保険課	1	1	0	0	2
	環境政策課	1	1	0	0	2
	開発指導課	0	5	0	0	5
	消防本署	0	1	0	0	1
	消防署大袋分署	1	0	0	0	1
教 育 委 員 会	指導課	1	2	0	0	3
合 計		8	14	0	3	25

4 不開示決定等の理由

部分開示 1 4 件については、個人情報保護条例第 1 5 条第 1 号の第三者に関する情報、第 4 号の公共の安全等に関する情報及び第 6 号オの事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況

開示請求の内容別件数は表 1 1、個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

表 1 1 開示請求の内容別件数

請 求 の 内 容	件 数
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	7
開発行為等事前協議書、公共施設整備等協定書	5
児童生徒事故報告	3
要介護認定審査、介護サービス費支給等に関する文書	2
救急活動記録票	2
公害苦情受理（処理）に関する文書	1

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成 2 4 年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 個別の処理状況(4月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分	複写料金			
1	24. 4. 16	高齢介護課から平成23年〇月〇日・平成22年〇月〇日に振り込まれた金額に係る申請手続書類(申請書、決定通知書)	1	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(被保険者〇〇〇〇、受付日平成22年〇月〇日)	開示			30円	市長 (国民健康保険課)	24. 4. 27	
			1	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(被保険者〇〇〇〇、受付日平成23年〇月〇日)	部分開示	第15条 第4号	申請代表者・申立者の 印影	20円			
			2	1. 平成23年〇月〇日付け高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(被保険者氏名〇〇〇〇) 2. 平成22年〇月〇日付け高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(被保険者氏名〇〇〇〇)	開示			20円	市長 (高齢介護課)	24. 4. 27	

個別の処理状況(5月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
2	24.5.7	1. 住民票の写し等の請求書 (平成24年1月16日、平成22 年2月4日、平成21年12月8 日) 2. 戸籍証明書等の請求書 (平成23年10月1日～平成24 年5月7日) 3. 市・県民税課税証明書交付 申請書 (平成23年10月1日～平成24 年5月7日)	1	請求内容の1・2に該当するもの 請求内容の3に該当するもの					市長 (市民課)		24.5.11 取下げ
3	24.5.9	公害苦情受理(処理)報告書 (全て)	1	公害苦情受理(処理)報告書(受 付番号:○年度○-○)(平成○年 ○月○日決裁)	開示			30円	市長 (市民税課)		
			3	1. 公害苦情受理(処理)報告書 (受付番号:□年度○-□) 2. 公害苦情受理(処理)経過(平 成△年△月△日から平成▽年 ▽月▽日分) 3. 公害苦情受理(処理)報告書 (受付番号:○年度○-○)(平 成○年○月○日決裁)	部分開示	第15条 第1号 第6号 オ	・店の設備業者名、業 者の電話番号 ・設備業者の担当者名 ・排気ダクトの排気 量、排気口の口径、 排ガス温度 ・市が対策について相 談した社団法人の担 当者名 ・自動車のナンバーブ レート ・開示請求者以外の者 の発言・相談内容等の 部分(ただし、開示請 求者へ報告した内容 を除く)	390円	市長 (環境政策課)	24.5.23	

個別の処理状況(6月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	理由	区分	不開示部分	複写料金			
4	24.6.12	住民票の写し等の請求書(平成23年12月16日)	1	住民票の写し等の請求書(平成23年12月16日受付)	開示			市長 (市民課)	24.6.13		

個別の処理状況(7月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	理由	区分	不開示部分	複写料金			
5	24.7.9	戸籍の謄本・改製原戸籍の謄本・戸籍の附票の写しの請求書(平成24年6月1日～現在まで)	1	戸籍証明書等の請求書(平成24年6月19日受付)	開示			市長 (市民課)	24.7.12	閲覧後 対象情報 の写しを 交付	
			1	戸籍証明書等の請求書(平成24年6月1日受付)	部分開示	請求者・窓口にきた方の 印影	10円				閲覧後 対象情報 の写しを 交付
6	24.7.24	開発行為等事前協議書(レイクタウン〇街区〇画地、平成23年〇月〇日付)	1	開発行為等事前協議書(受付番号:I-〇、受付年月日:平成23年〇月〇日)	部分開示	設計者(代理人)の印影	225円	市長 (開発指導課)	24.8.2	閲覧後 対象情報 の写しを 交付	
7	24.7.31	亡くなった〇〇〇〇の介護保険要介護認定・要支援認定申請書(平成20年〇月〇日申請)	1	〇〇〇〇氏の介護保険要介護認定等の申請書(平成20年〇月〇日申請)	部分開示	提出代行者の印影	10円	市長 (高齢介護課)	24.8.7	閲覧後 対象情報 の写しを 交付	

個別の処理状況(8月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
8	24.8.15	救急活動記録票(平成○年○月○日分)	1	救急活動記録票(平成○年○月○日、累計○○)	部分開示	第15条第1号	「事故概要及び主訴・状況等1のうち、通報者に係る記述の部分	10円	市長(消防本署)	24.8.27	
9	24.8.28	住民票の写し等の請求書(平成24年1月分)	1	住民票の写し等職務上請求書(住民基本台帳法12条の3第2項等による申出)(平成24年1月26日受付)	部分開示	第15条第4号	弁護士印の印影	10円	市長(市民課)	24.9.6	
10	24.8.31	児童生徒事故報告(平成24年○月○日発生分)	1	児童生徒事故報告(平成24年○月○日付け越○○中第○号)	部分開示	第15条第1号	事故の相手方当事者の保護者の名・現住所(市名を除く)	20円	教育委員会(指導課)	24.9.5	

個別の処理状況(10月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
11	24.10.18	開発行為等事前協議書(平成24年○月○日交付分、第G-○、第G-□)	2	1. 開発行為等事前協議書(受付番号:G-○、受付年月日:平成24年○月○日) 2. 開発行為等事前協議書(受付番号:G-□、受付年月日:平成24年○月○日)	部分開示	第15条第4号	・開発者・土地所有者・設計者の印影 ・道路位置指定申請図のうち、担当者等の印影 ・新築工事平面図	300円	市長(開発指導課)	24.10.24	

個別の処理状況(12月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複製料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
12	24.12.19	児童事故報告(平成24年〇月〇日発生分)	1	児童事故報告(平成24年〇月〇日付け〇〇小第〇号)	部分開示	第15条第1号	事故の相手方当事者の保護者の名・現住所(市名を除く)	20円	教育委員会(指導課)	24.12.21	
13	24.12.19	住民票の写し等の請求書(平成24年12月14日)	1	住民票の写し等職務上請求書(平成24年12月14日郵送受付)	部分開示	第15条第4号	弁護士印の印影	10円	市長(市民課)	24.12.20	閲覧後、対象情報の写しを交付
14	24.12.19	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日分)	1	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日、累計〇〇)	開示			20円	市長(大袋分署)	24.12.28	
15	24.12.25	公共施設整備等協定書(No.24-〇)のうち、近隣説明等報告書	1	公用施設整備等協定書(No.24-〇)のうち、近隣説明等報告書	部分開示	第15条第1号第4号	・番号、住民の住所・氏名、使用用途区分の欄(ただし、番号〇を除く) ・説明日・説明場所欄のうち、説明場所(ただし、番号〇を除く) ・法人の印影	75円	市長(開発指導課)	25.1.4	閲覧後、対象情報の写しを交付

個別の処理状況(1月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複製料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
16	25.1.8	公共施設整備等協定書(No.24-〇)のうち、近隣説明等報告書	1	公用施設整備等協定書(No.24-〇)のうち、近隣説明等報告書	部分開示	第15条第1号第4号	・番号、住民の住所・氏名、使用用途区分の欄(ただし、番号〇を除く) ・説明日・説明場所欄のうち、説明場所(ただし、番号〇を除く) ・法人の印影	55円	市長(開発指導課)	25.1.16	閲覧後、対象情報の写しを交付

個別の処理状況(2月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
17	25.2.13	住民票の写し等の請求書(平成25年2月12日)	1	住民票の写し等の請求書(平成25年2月12日受付)	開示			10円	市長(市民課)	25.2.15	
18	25.2.21	公共施設整備等協定書(No.24-O)のうち、次のもの ・近隣説明等報告書の住民意見一覧 ・平成25年2月以降の個人の要望・質問書	1	公共施設整備等協定書(No.24-O)のうち、次のもの ・近隣説明等報告書のうち、所有者及び居住者等の意見一覧 ・平成25年2月以降の近隣様御意見・御要望等(個人の要望・質問書(提出用))	部分開示	第15条第1号	番号、所有者及び居住者等の住所・氏名を欄(ただし、番号○を除く) ・説明日・説明場所(ただし、番号○を除く)	30円	市長(開発指導課)	25.3.6	閲覧後、対象情報の写しを交付

個別の処理状況(3月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	不開示部分				
19	25.3.4	児童事故報告(平成25年○月○日発生分)	1	児童事故報告(平成25年○月○日付け○小第○号)	開示			20円	教育委員会(指導課)	25.3.6	
20	25.3.13	住民票の写し等の請求書(平成25年3月11日)							市長(市民課)		25.3.13 取下げ (情報提供 で対応)

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表13）。

表13 審査会委員

(平成25年3月31日現在)

氏 名	選任区分	役職名
右崎 正博	識見を有する者	会長
茅 沼 英 幸	識見を有する者	会長職務代理者
吉 村 総 一	識見を有する者	

2 不服申立ての状況

平成24年度は、異議申立てはありませんでした。

3 審査会の開催状況

平成24年度は、異議申立てがなかったため、審査会の開催はありませんでした。

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員

（平成25年3月31日現在）

氏 名	選任区分	役職名
秋山 眞樹	団体推薦	
村田 奇一	団体推薦	
山越 博子	団体推薦	
大橋 美代子	公 募	
川俣 薫	公 募	
高橋 良江	公 募	
神谷 園江	学識経験者	副 会 長
河内 智子	学識経験者	会 長
中川 玲子	学識経験者	
前嶋 和弘	学識経験者	

2 審議会の開催状況

平成24年度は、審議会を1回開催しました。実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務）について審議しました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表 15 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成24年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況の報告について ・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ・防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供の報告について ・個人情報取扱事務の各種届出の報告について

3 意見照会書及び審議会答申

本人以外収集に関する意見照会書

越子第986号

平成24年11月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例に係る本人通知を不要としたい

第6条第3項第8号の規定により意見を求めます。
 個人情報保護条例 第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①防犯 ②施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	子ども家庭部子育て支援課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越子第987号

平成24年11月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	子ども家庭部子育て支援課
備 考	

越 情 審 議 第 6 号
平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 河 内 智 子

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 4 年 1 1 月 6 日 付 け 越 子 第 9 8 6 号 及 び 越 子 第 9 8 7 号 で 意 見 照 会 の
あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 6 条 第 3 項 第 8 号 、 第 6 条 第 4 項 た だ し
書 及 び 第 8 条 第 3 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 「 本 人 以 外 収 集 ・ 保 有 個 人 情 報 目 的
外 利 用 等 」 に つ い て は 、 公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た
の で 答 申 し ま す 。

な お 、 防 犯 等 カ メ ラ の 運 用 に あ た っ て は 、 「 防 犯 等 カ メ ラ の 設 置 等 に 関 す る
取 扱 要 領 」 に 従 い 、 万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す 。

本人以外収集に関する意見照会書

越道総第107号

平成24年11月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集 ^{を行いたい} _{に係る本人通知を不要としたい} ^{ので、}越谷市個人

情報保護条例 ^{第6条第3項第8号} _{第6条第4項ただし書} の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	施設の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所 管 課	建設部道路総務課
備 考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越道総第108号

平成24年11月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所管課	建設部道路総務課
備考	

越 情 審 議 第 7 号
平成24年11月30日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 河 内 智 子

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成24年11月6日付け越道総第107号及び越道総第108号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号 平成25年4月26日条例第20号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号 平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
 - イ 議会
 - ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。
- (6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従つて事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たつて個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
 - (3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。）に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

- 2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しな

ればならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等がされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。）又は訂正決定等（訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合とする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(実施機関に対する苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の

地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）を除く。）の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正す

る条例（平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。）の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

（越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和55年条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

越谷市長が保有する情報の提供に関する規程

〔平成19年4月16日〕
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。）第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
 - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等（以下「法令等」という。）に基づき公表した情報
 - (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報が、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として越谷市情報公開センターにおいて収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成24年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
Tel 048-963-9136（直通）
編集 越谷市情報公開センター

平成25年9月